

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書

[令和5年度 第6回 障害者福祉専門分科会]

開催日時 令和6年2月28日(水)
午後6時30分～午後7時10分
開催場所 旭川市7条通9丁目48番地
旭川市総合庁舎7階 大会議室B

会議の名称	令和5年度第6回 障害者福祉専門分科会	
出席者 委員(17名)	小川博分科会長, 赤羽弘充委員, 上田信二委員, 内村満委員, 大橋伸也委員, 小原直人委員, 熊田広樹委員, 佐々木伸彦委員, 高橋聡委員, 高宮央委員, 飛島幸枝委員, 長峯美穂委員, 尾藤みほ委員, 平田永委員, 松山伸委員, 森田琢博委員, 山賀慎一委員	
事務局 【福祉保険部(障害福祉課)】(6名)	高越福祉保険部次長, 近藤障害福祉課主幹, 木村障害福祉課主幹, 遠藤障害事業係長, 田中障害事業係主査, 加藤障害事業係員	
傍聴者数等	0名 (会議は全体を通して公開)	
議事の内容 議事1	第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の素案に対する意見提出手続の結果について	
議事2	第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の最終案について	
審議内容及び 主な意見等 (開会)		
(議事1)	分科会長	議案第1号「第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の素案に対する意見提出手続の結果について」について事務局から説明をお願いします。
	事務局	[議案第1号資料に基づき説明]
	分科会長	質問・意見があれば, 発言をお願いします。意見がないようなので, 事務局案のとおりとする。次に議案第2号「第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の最終案について」について事務局から説明をお願いします。
(議事2)	事務局	[議案第2号資料に基づき説明]
	分科会長	質問・意見があれば, 発言をお願いします。
	A委員	議案第2号関係資料1の11ページにおける「障がい児」の定義は, 旭川市の認識と捉えて良いか。
	事務局	国から示された定義であり, 全ての自治体と同じ認識を持っている。
	A委員	議案第2号関係資料1の12ページにおいて「発達支援の必要性の判断に当たっては, 特別支援学級の在籍状況を一つの参考としています」とあるが, ほかに参考とするものはあるか。
	事務局	未就学の子どもについては, 特別支援教育がないので, 発達相談などの機会に障がい児支援制度の案内をしている。

	A委員	就学児については、特別支援学級の在籍状況で判断しているということか。
	事務局	医師の診断書等がある場合も対象としている。
	A委員	一昨年、障害者権利条約の日本の対面審査があった。その中で、特別支援教育が分離教育であることを理由に、国際連合障害者権利委員会から中止の勧告が出ている。分離教育は差別に直結し、こどもたちが知らないうちに分けられることが前提となる教育であるため中止を勧告されている。この点を踏まえると、発達支援を受けるに当たって、特別支援学級の在籍状況を一つの参考としていることについて、一度考えるべきではないかと思う。
	B委員	特別支援学級はあるべきではないという意見なのか。
	A委員	「特別支援学級」という枠組みについては否定的である。特別支援教育については専門性の観点からインクルーシブには必要と考える。皆一緒であるということがインクルーシブの前提であり、体験をとおして個性を知らなければ、線を引いてしまい、それが差別につながるのではないかと懸念している。
	B委員	特別支援学級は望ましくなく、本計画にも記載すべきではないという意見か。
	A委員	現実的に本計画の内容を変えるのは難しいと感じる。ただ、特別支援学級は分離教育であるため、中止を勧告されているという現状を知ることが大切だと思い発言した。
	B委員	発達支援に当たり、どこを判断基準とするのが大切で、基準を示さないと支援から漏れてしまう人が出てくる懸念があるため、福祉の在り方としては良いと感じる。また、特別支援学級が望ましくないのであれば、特別支援学校も望ましくないことになるのではないか。
	A委員	本質的な共生社会を目指すのであれば、「特別支援学級」・「特別支援学校」という枠組みがなくなると実現は難しいと考える。
	C委員	いろいろな考えがあって良い。ただし、本計画は福祉に関する大枠を定めた計画であり、計画における障がい児は定義を示したものである。実際に、普通学級に通っている児童や診断病名がついてないこどもも障害児通所支援を利用している。制度上の基準を定める上での「一つの参考」としており、特別支援学級に在籍する児童が障がい児と同義とはしていないため、一般的な読み方をすれば差別を助長する内容とは考えにくいのではないかと思う。
	分科会長	最終案については事務局案のとおりで良いと考えているが、事務局から発言はあるか。
	事務局	障がい者手帳の有無以外の障害児通所支援を受けるに当たっての判断基準としては、特別支援学級の在籍状況だけでなく、医師の意見書・診断書によっても対象としているので、特別支援学級の在籍状況はあくまで一つの参考である。
(その他)	分科会長	その他意見はあるか。意見がないようなので、事務局案のとおりとする。次に「その他」委員から発言はあるか。なければ事務局から発言はあるか。

(閉会)	事務局	議事録の確認を事務局案としてD委員にお願いしたい。
	分科会長	それではD委員に議事録の確認をお願いする。
	事務局	以上で、令和5年度 第6回 障害者福祉専門分科会を閉会する。